

第1章 第3次宇都宮市環境基本 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景・目的

第2節 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景・目的

本市では、平成13年10月に策定した「宇都宮市環境基本条例」に基づき、平成15年2月に「宇都宮市環境基本計画」、平成23年3月には計画期間を10年間とした「第2次宇都宮市環境基本計画」を策定し、環境都市の実現に向け、大気や水質汚染、騒音、ごみの問題から水辺環境やみどりの減少、さらには、地球温暖化や生物多様性の喪失など、多岐に渡る課題に対応してきました。

多様化した環境問題への対応

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、本市でも甚大な被害が生じ、市民、事業者のエネルギーに関する価値観や地域社会に関する価値観に大きな変化をもたらしました。

また、国等においても、エネルギー政策の転換、それに基づく新たな温室効果ガスの削減目標、地域間の連携・循環、自然と人間の共生を重視した新たな政策などが打ち出されたことで、環境行政においても中長期的な視点に立った新たなアプローチによる課題の解決に向けた取組が求められようになってきました。

さらには、近年、被害が出ている集中豪雨等へ対応するためのインフラ整備、分散電源の確保など、都市の防災機能の強化や安全確保の視点を含めた新たな環境施策も求められるようになってきています。

社会・経済と環境行政のより一層の連携

環境問題の多様化に加えて、人口減少や超高齢化などの社会問題にも直面している中、都市機能を拠点へ集約するコンパクト化や、エネルギー効率の良い低炭素型・循環型の都市づくり、食料やエネルギーなどをはじめとする地域資源をできるだけ地産地消し、地域の中で循環して持続的に活用していく自立・分散型の地域社会の構築など、まちづくりと合わせた分野横断的視点による環境施策の展開が重要となっています。

また、まちの活性化の観点からも、環境技術を活かした自立的で持続的な産業の創出など、経済分野と連携した環境施策が求められています。

市民の主体的な行動力の向上

豊かな地域や持続可能な社会を実現していくためには、市民、事業者、市（行政）の三者が共通の認識を持って、それぞれが主体的に行動することが重要であり、その際の目標として本市が目指す環境都市の姿を明らかにすることが必要です。

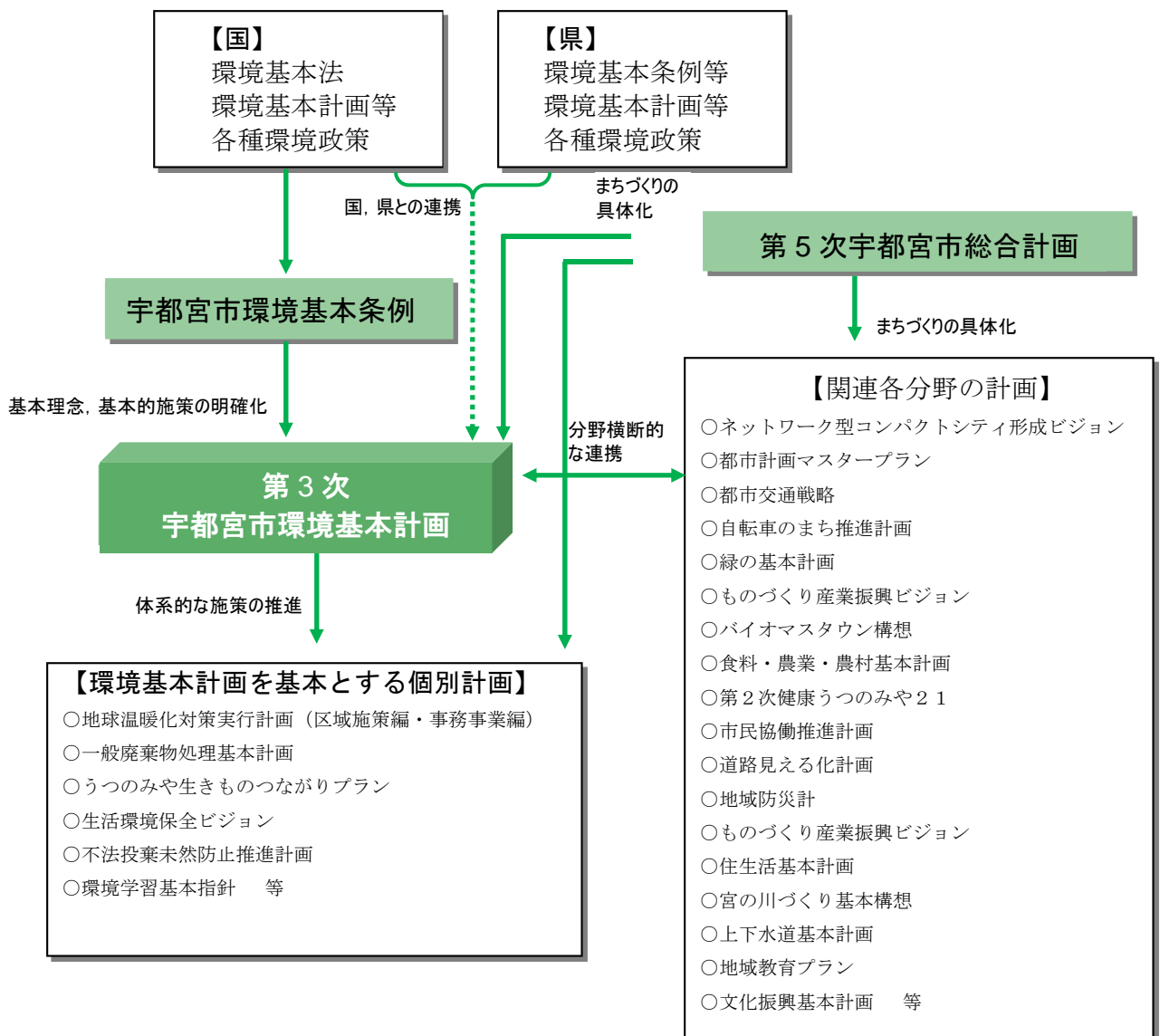
こうした考え方のもと、本市が環境都市として持続可能なまちへ発展していくため、本市が目指すべき「環境都市」の姿を明確化し、その都市像の実現のために、市民・事業者そして、様々な分野と連携しながら環境施策に取り組むことができるよう、新たに第3次宇都宮市環境基本計画を策定するものです。

第2節 計画の基本的事項

1 計画の役割・位置付け

宇都宮市環境基本計画は、宇都宮市環境基本条例に位置付けられている環境行政上の総合計画となります。

また、第5次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）の分野別計画「市民の快適な暮らしを支えるために」の基本施策「脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する」を実現するための計画としても位置付けられており、本市のさまざまな行政分野と連携しながら総合的・分野横断的に取り組むことが求められています。



2 計画の期間

複雑化・多様化する環境課題の解決に向けた取組を総合的かつ着実に進めるためには、中長期を見据えて取り組んでいく必要があることから、本計画の計画期間は10年間とします。

【計画期間】平成28年度から平成37年度までの10年間

前期：平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）

後期：平成33年度（2021年度）から平成37年度（2025年度）

3 計画の範囲

本計画の対象となる区域は、宇都宮市全域とします。ただし、環境問題の広域的な影響を踏まえ、周辺地域の環境や地球規模の問題についても考慮します。

地球環境	省エネルギー，創エネルギー，蓄エネルギー，まちの低炭素化，適応化 など
廃棄物	ごみの減量，資源化，循環構築，ごみの適正処理，不法投棄， など
自然環境	生物多様性，公園・緑地，里山・農地・河川，自然とのふれあい，歴史・文化，景観 など
生活環境	大気・悪臭，水質，騒音・振動，土壌汚染，有害化学物質 地下水，上下水道 など
人づくり	環境教育，環境学習，環境保全活動，環境情報 など

4 計画の特色

本計画では、課題や目標、方針を市民・事業者と共通の認識を持って環境の創造・保全に取り組むため、基本理念に掲げる“環境都市”の姿を明確化するとともに、その実現に向けて優先的に取り組む施策・事業を重点戦略として明らかにしました。

① “環境都市の姿”の明確化

市民・事業者と共通認識を持って環境の創造・保全に着実に取り組むため、基本理念に掲げている2050年頃を見据えた将来の“環境都市の姿”とそのイメージ図を明確化

② 持続可能な環境都市の実現に向けた重点戦略の設定

環境都市の実現に向け、前期計画期間で特に高い効果が期待できる、特徴的な取組を、「ひと」、「まち」、「しくみ」の視点に立ち「重点戦略」として設定し、優先的に展開

〔ひと〕主体的な実践行動の拡大

地域の環境創造の中心となる人材育成に向け、次代を担う子どもたちに対しての環境保全活動に実践に係る機会の充実・強化

再生可能エネルギーの更なる促進を図るため、中核市の中でもトップクラスの普及度を誇る太陽光発電を活かした、自立・分散型で効率的な創エネルギー・蓄エネルギーの利活用促進策を新たに展開

〔まち〕環境負荷の少ない都市空間の形成

ネットワーク型コンパクトシティのまちづくりと連動し、エネルギーの効率的な利用が図られる街区形成に向けた取組や都市と自然の共生に向けた取組の強化を図るとともに、交通ネットワークにおける環境負荷低減に資する取組を強化

〔しくみ〕地域特性を活かした取組の拡大

市民・事業者の主体的な実践活動を先導するための市有施設における創エネルギー・蓄エネルギーの導入に係る市の率先行動を位置付けるとともに、中長期を視野に入れた、地域と連携したごみの更なる資源化や、産学官の連携による新たな環境技術の活用に向けた調査研究などを積極的に計上